

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P3 Ⅲ 評価の実施 体制等	・・・ (2) 評価担当者に対する研修 機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このため、評価担当者が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価担当者に対して、法科大学院認証評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。	・・・ (2) 評価担当者に対する研修 機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このため、評価担当者が共通理解の<u>もと下</u>で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価担当者に対して、法科大学院認証評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。	字句を修正した。
P4 Ⅴ 評価の実施 方法	・・・ (2) 評価方法 評価は、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査は、本自己評価実施要項に基づき各法科大学院が作成する自己評価書（法科大学院の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等の分析に基づいて実施します。訪問調査は、別に定める訪問調査実施要項に基づき、評価担当者が当該法科大学院を訪問し、書面調査では確認することのできない内容等を中心に調査を実施します。 ・・・	・・・ (2) 評価方法 評価は、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査は、本自己評価実施要項に基づき各法科大学院が作成する自己評価書（法科大学院の自己評価<u>等</u>に<u>おいて</u>根拠として提出された資料・データ等を含む。）及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等の分析に基づいて実施します。訪問調査は、別に定める訪問調査実施要項に基づき、評価担当者が当該法科大学院を訪問し、書面調査では確認することのできない内容等を中心に調査を実施します。 ・・・	

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P4 V 評価の実施方法	・・・ (4) 評価基準の改訂等 機構は、法科大学院関係者、法曹関係者及び評価担当者等の意見を踏まえ、適宜、評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めます。 評価基準の改訂及び評価方法その他評価に必要な事項の変更は、事前に法科大学院関係者及び法曹関係者等へ意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会において審議し、決定することとします。	・・・ <u>(P10へ移動)</u>	評価基準の改訂等に関する事項は、評価の実施方法ではないので、事項XVとして示すため、削除した。
P5 VI 評価のスケジュール	(6番目の括弧) ○ 機構は、評価結果を確定する前に対象法科大学院に通知します。	(6番目の括弧) ○ 機構は、評価結果を確定する前に対象法科大学院<u>を置く大学</u>に通知します。	各種の手続については、認証評価の申請を行う大学に対することを明確にするため、修正した。

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P5 VI 評価のスケジュール	(8番目の括弧) ○ 機構は、評価結果（案）に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。 ○ 確定した評価結果は、評価報告書としてまとめた上、当該法科大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、広く社会に公表します。	(8番目の括弧) ○ 機構は、評価結果（案）に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。 ○ 確定した評価結果は、評価報告書としてまとめた上、当該法科大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、広く社会に公表します。 ○ 評価結果の公表の際には、当該法科大学院を置く大学から提出された自己評価書（法科大学院の自己評価で根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）を機構のウェブサイトに掲載します。	認証評価の透明性や社会に対する説明責任を果たす観点から、法科大学院を置く大学から提出された自己評価書（法科大学院の自己評価で根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）についても、評価結果の公表の際に併せて公表する旨の記述を追加した。 （追加の取り消し） 評価結果の公表に関する事項は、スケジュールではないので、取り消した。

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P6 Ⅶ 評価の結果と公表	・・・ (2) 評価報告書は、対象法科大学院ごとに作成し、当該法科大学院を置く大学に提供します。また、印刷物の刊行及びウェブサイト (http://www.niad.ac.jp/) への掲載等により、広く社会に公表します。	・・・ (2) 評価報告書は、対象法科大学院ごとに作成し、当該法科大学院を置く大学に提供します。また、印刷物の刊行及びウェブサイト (http://www.niad.ac.jp/) への掲載等により、広く社会に公表します。 <u>(3) 評価結果の公表の際には、評価の透明性を図るため、当該法科大学院を置く大学から提出された自己評価書（法科大学院の自己評価書において根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）を機構のウェブサイト (http://www.niad.ac.jp/) に掲載します。</u>	認証評価の透明性や社会に対する説明責任を果たす観点から、法科大学院を置く大学から提出された自己評価書（法科大学院の自己評価で根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）についても、評価結果の公表の際に併せて公表する旨の記述を追加した。
P6 Ⅷ 情報公開	・・・ (2) 機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「独立行政法人等情報公開法」という。）により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。 ただし、法科大学院等から提出され、機構が保有することとなった法人文書の開示に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該法科大学院等と協議するものとします。	・・・ (2) 機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「独立行政法人等情報公開法」という。）により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。 ただし、法科大学院等から提出され、機構が保有することとなった法人文書（当該法科大学院が作成する自己評価書（法科大学院の自己評価で根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）は除く。）の開示に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該法科大学院等と協議するものとします。	「自己評価実施要項」のP6「Ⅶ 評価の結果と公表」に伴い字句を追加した。 （追加の取り消し） 「自己評価実施要項」のP6「Ⅶ 評価の結果と公表」（3）で公表するものについても、協議の対象とすることが適切であるため、取り消した。

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P10 XIV 法科大学院 年次報告	機構認定法科大学院は、基準 9－3－2 に規定する教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、次に定めるところによって、法科大学院年次報告書として、次の評価までの間、毎年度、機構へ提出することとしています。 ・・・	機構認定法科大学院を置く大学は、基準 9－3－2 に規定する教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、次に定めるところによって、法科大学院年次報告書として、次の評価までの間、毎年度、機構へ提出することとしています。 ・・・	各種の手續については、認証評価の申請を行う大学に対することを明確にするため、修正した。
	・・・ <u>(P4より移動)</u>	・・・ <u>XV 評価基準の改訂等</u> <u>機構は、法科大学院関係者、法曹関係者及び評価担当者等の意見を踏まえ、適宜、評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めます。</u> <u>評価基準の改訂及び評価方法その他評価に必要な事項の変更は、事前に法科大学院関係者及び法曹関係者等へ意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会において審議し、決定することとします。</u>	評価基準の改定等に関する事項は、評価の実施方法ではないので、事項 XV として示すため、移動した。

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P11 Ⅰ 法科大学院 認証評価の 内容等	1 評価の対象 ・・・ 3 実施時期 申込年度 6～7月・・・ " 9月末 ・・・ " 11～12月・・・ 実施年度 6月末 ・・・ " 7月～ ・・・ " 1月末 評価結果を確定する前 に対象法科大学院に通知 " 2月下旬 対象法科大学院からの 意見の申立ての受付締切 " 3月下旬 ・・・	1 評価の対象 ・・・ 3 実施時期 申込 <u>評価実施の前年度</u> 6～7月・・・ " 9月末 ・・・ " 11～12月・・・ <u>評価</u> 実施年度 6月末 ・・・ " 7月～ ・・・ " 1月末 評価結果を確定する前 に対象法科大学院を置く 大学に通知 " 2月下旬 対象法科大学院を置く 大学からの意見の申立て の受付締切 " 3月下旬 ・・・	評価を実施する際の年度の表記について、自己評価実施要項の表記に揃えるため（自己評価実施要項P5「Ⅵ 評価のスケジュール」），修正した。 また、各種の手続については、認証評価の申請を行う大学に対することを明確にするため、修正した。
P23 Ⅲ 実施時期	申込年度 6～7月・・・ " 9月末 ・・・ " 11～12月・・・ 実施年度 6月末 ・・・ " 7月～ ・・・ " 1月末 評価結果を確定する前に対 象法科大学院に通知 " 2月下旬 対象法科大学院からの意見 の申立ての受付締切 " 3月下旬 ・・・	申込 <u>評価実施の前年度</u> 6～7月・・・ " 9月末 ・・・ " 11～12月・・・ <u>評価</u> 実施年度 6月末 ・・・ " 7月～ ・・・ " 1月末 評価結果を確定する前に 対象法科大学院を置く大学 に通知 " 2月下旬 対象法科大学院を置く大 学からの意見の申立ての受 付締切 " 3月下旬 ・・・	

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P24 IV 予備評価の 自己評価の 方法等、自 己評価書の 作成及び提 出	・・・ Ⅲの2の「(1) 対象法科大学院の現況及び特徴」 (14頁参照) 対象法科大学院の現況及び特徴は、機構にお いて評価を実施する際の参考とするとともに、 評価報告書に原則として原文のまま転載します。 ・・・	・・・ Ⅲの2の「(1) 対象法科大学院の現況及び特徴」 (14頁参照) 対象法科大学院の現況及び特徴は、機構にお いて評価を実施する際の参考とするとともに、 評価報告書結果(原案)に原則として原文のま ま転載します。 ・・・	大学機関別認証評価等 と語句の統一をはかるた め、修正した。
P25 法科大学院 認証評価の スケジュール	(左端：年度を示す区分) 申込年度 ： 実施年度	(左端：年度を示す区分) 申込評価実施の前年度 ： 評価実施年度	評価を実施する際の年 度の表記について、自己 評価実施要項の表記に揃 えるため(自己評価実施 要項P5「Ⅵ 評価のスケ ジュール」)，修正した。
	(機構側のスケジュール11月～12月) 評価報告書原案の作成	(機構側のスケジュール11月～12月) 評価報告書結果(原案)の作成	大学機関別認証評価等 と語句の統一をはかるた め、修正した。

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P27 基準 1－1－1	各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。 ☐ 教育上の理念・目的，養成しようとする法曹像等の明文化された冊子等の該当箇所（研究科概要，入学者選抜要項，ウェブサイト等の抜粋） ☐ 開講授業科目一覧（別紙様式1） ☐ シラバスの授業計画，科目概要など授業内容を示した箇所	各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。 ☐ 教育上の理念・目的，養成しようとする法曹像等の明文化された冊子等の該当箇所（研究科概要，入学者選抜要項，ウェブサイト等の抜粋） ☐ 開講授業科目一覧（別紙様式1） ☐ シラバスの授業計画，<u>授業科目</u>概要など授業内容を示した箇所	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため，修正した。

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P28 基準 2－1－1	解釈指針 2－1－1－1 法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていること。 ☐ 教育上の理念・目的，養成しようとする法曹像等の明文化された冊子等の該当箇所（研究科概要，入学者選抜要項，ウェブサイト等の抜粋） ☐ 開講授業科目一覧（別紙様式 1） ☐ シラバスの授業計画，科目概要など授業内容を示した箇所 ☐ 基礎となる学部のカリキュラム及びコース編成が把握できる資料	解釈指針 2－1－1－1 法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていること。 ☐ 教育上の理念・目的，養成しようとする法曹像等の明文化された冊子等の該当箇所（研究科概要，入学者選抜要項，ウェブサイト等の抜粋） ☐ 開講授業科目一覧（別紙様式 1） ☐ シラバスの授業計画，<u>授業</u>科目概要など授業内容を示した箇所 ☐ 基礎となる学部のカリキュラム及びコース編成が把握できる資料	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため，修正した。
P29 基準 2－1－2	解釈指針 2－1－2－5 実質的に法律基本科目にあたる授業科目が，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目，その他の授業科目として開設されていないこと。 ☐ 開講授業科目一覧（別紙様式 1） ☐ シラバスの授業計画，科目概要など授業内容を示した箇所	解釈指針 2－1－2－5 <u>実質内容的に</u>法律基本科目に<u>あ</u>たる授業科目が，<u>法律実務基礎科目</u>，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目，その他の授業科目として開設されていないこと。 ☐ 開講授業科目一覧（別紙様式 1） ☐ シラバスの授業計画，<u>授業</u>科目概要など授業内容を示した箇所	字句を修正した。 また，「法律実務基礎科目」も含むことを明確にするため，追加した。 「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため，修正した。

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P29 基準 2－1－3	解釈指針 2－1－3－1 基準 2－1－2（1）に定める法律基本科目については、次に掲げる単位数の科目を必修科目として開設することを標準とする。標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。	解釈指針 2－1－3－1 基準 2－1－2（1）に定める法律基本科目については、次に掲げる単位数の<u>授業科目</u>を必修科目として開設することを標準とする。標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。
	解釈指針 2－1－3－2 （1）法律実務基礎科目は、次に掲げる内容に相当する科目 6 単位が必修とされていること。 ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容（2 単位） イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎（2 単位） ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎（2 単位）	解釈指針 2－1－3－2 （1）法律実務基礎科目は、次に掲げる内容に相当する<u>授業科目</u> 6 単位が必修とされていること。 ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容（2 単位） イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎（2 単位） ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎（2 単位）	
	解釈指針 2－1－3－2 （2）法曹としての責任感や倫理観を涵養するために、「法曹倫理」などとして独立の科目が開設されていることが望ましく、また、他の科目の授業においてもこのことに留意した教育が行われていること。	解釈指針 2－1－3－2 （2）法曹としての責任感や倫理観を涵養するために、「法曹倫理」などとして独立の<u>授業科目</u>が開設されていることが望ましく、<u>また、他の授業科目の授業においてもこのことに留意した教育が行われていること。</u>	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。 また、各法科大学院の実状を踏まえ、「望ましい」要件を必修要件として、修正した。

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P29 基準 2－1－3	解釈指針 2－1－3－2 (3) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために科目を開設し、単位を認定することは要しない。 ア 法情報調査 (法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容) イ 法文書作成 (契約書・遺言書又は法律意見書・調査報告書等の法的文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)	解釈指針 2－1－3－2 (3) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために<u>授業</u>科目を開設し、単位を認定することは要しない。 ア 法情報調査 (法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容) イ 法文書作成 (契約書・遺言書又は法律意見書・調査報告書等の法的文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P30 基準 2－1－3	解釈指針 2－1－3－2 (4) 法律実務基礎科目について、(1)に掲げる6単位のほか、平成23年度までに、次に例示する内容の科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。 ア 模擬裁判 (民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身につけさせる教育内容) イ ローヤリング (依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容) ウ クリニック (弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容) エ エクスターンシップ (法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)	解釈指針 2－1－3－2 (4) 法律実務基礎科目について、(1)に掲げる6単位のほか、平成23年度までに、次に例示する内容の<u>授業</u>科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する<u>授業</u>科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。 ア 模擬裁判 (民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に⇒<u>付け</u>させる教育内容) イ ローヤリング (依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容) ウ クリニック (弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容) エ エクスターンシップ (法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。 また、字句を修正した。

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P30 基準 2－1－3	解釈指針 2－1－3－2 (5) 法律実務基礎科目については、(1) 及び (3) に定める内容の科目並びに (4) に例示する内容の科目に加え、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する科目及び各法科大学院の目的に応じて専門的訴訟領域の実務に関する科目を開設することが望ましい。	解釈指針 2－1－3－2 (5) 法律実務基礎科目については、(1) 及び (3) に定める内容の<u>授業科目</u>並びに (4) に例示する内容の<u>授業科目</u>に加え、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する<u>授業科目</u>及び各法科大学院の目的に応じて専門的訴訟領域の実務に関する<u>授業科目</u>を開設することが望ましい。	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。
	解釈指針 2－1－3－3 基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の科目が開設され、そのうち、4 単位以上が選択必修とされていること。	解釈指針 2－1－3－3 基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の<u>授業科目</u>が開設され、そのうち、4 単位以上が<u>必修又は選択必修</u>とされていること。	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。 また、必修科目も含むことを明確にするため、追加した。
	解釈指針 2－1－3－4 展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する科目が十分な数開設され、かつ、これらの科目のうち、12 単位以上が必修又は選択必修とされていること。 ☐ 開講授業科目一覧（別紙様式 1） ☐ シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所 ☐ 授業時間割表	解釈指針 2－1－3－4 展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する<u>授業科目</u>が十分な数開設され、かつ、これらの<u>授業科目</u>のうち、12 単位以上が必修又は選択必修とされていること。 ☐ 開講授業科目一覧（別紙様式 1） ☐ シラバスの授業計画、<u>授業科目</u>概要など授業内容を示した箇所 ☐ 授業時間割表	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P31 基準 2－1－4	各授業科目における，授業時間等の設定が，単位数との関係において，大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。 ☐ 休講となった授業科目における補習等の措置が把握できる資料 ☐ 開講授業科目一覧（別紙様式1） ☐ シラバスの授業計画，科目概要など授業内容を示した箇所 ☐ 授業時間割表	各授業科目における，授業時間等の設定が，単位数との関係において，大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。 ☐ 休講となった授業科目における補習<u>講</u>等の措置が把握できる資料 ☐ 開講授業科目一覧（別紙様式1） ☐ シラバスの授業計画，<u>授業科目</u>概要など授業内容を示した箇所 ☐ 授業時間割表 ☐ <u>学年暦</u>	「休講」の代替措置を示す表記は「補習」ではなく，「補講」であるため，修正した。 また，「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため，修正した。 平成17年度に実施した法科大学院認証評価（予備評価）を踏まえ，根拠となる資料の例示として追加するため，追加した。
P31 基準 3－1－1	解釈指針3－1－1－1 法科大学院においては，すべての科目について，当該科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて，基準3－1－1に適合する数の学生に対して授業が行われていること。 解釈指針3－1－1－2 基準3－1－1にいう「学生数」とは，実際に当該授業を履修する者全員の数を指し，次に掲げる者を含む。 （1）当該科目を再履修している者。 （2）当該科目の履修を認められている他専攻の学生，他研究科の学生（以下，合わせて「他専攻等の学生」という。）及び科目等履修生。	解釈指針3－1－1－1 法科大学院においては，すべての<u>授業科目</u>について，当該<u>授業科目</u>の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて，基準3－1－1に適合する数の学生に対して授業が行われていること。 解釈指針3－1－1－2 基準3－1－1にいう「学生数」とは，実際に当該授業<u>科目</u>を履修する者全員の数を指し，次に掲げる者を含む。 （1）当該<u>授業科目</u>を再履修している者。 （2）当該<u>授業科目</u>の履修を認められている他専攻の学生，他研究科の学生（以下，合わせて「他専攻等の学生」という。）及び科目等履修生。	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため，修正した。

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P31 基準 3-1-1	解釈指針 3-1-1-3 他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の科目の履修は、当該科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。	解釈指針 3-1-1-3 他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の<u>授業</u>科目の履修は、当該<u>授業</u>科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。
P31 基準 3-1-2	解釈指針 3-1-2-1 法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、原則として、80人を超えていないこと。 80人を超える場合は、超えるに至った事情及びそれを将来的に是正する措置が明らかにされているとともに、当該授業科目の授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件に照らして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置がとられていること。（解釈指針 3-2-1-3 を参照。）	解釈指針 3-1-2-1 法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、原則として、80人を超えていないこと。 80人を超える場合<u>には</u>、超えるに至った事情及びそれを将来的に是正する措置が明らかにされているとともに、当該授業科目の授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件に照らして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置がとられていること。（解釈指針 3-2-1-3 を参照。）	字句を修正した。
P32 基準 3-2-1	・・・ (2) 1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。 (3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。	・・・ (2) 1年間の授業の計画、各<u>授業</u>科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。 (3) 授業の効果を十分に<u>あ</u><u>上</u>げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。 また、字句を修正した。

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P32 基準 3－2－1	解釈指針 3－2－1－4 . . . (2) エクスターンシップにおいては、法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し、かつ単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられていること。 また、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていないこと。	解釈指針 3－2－1－4 . . . (2) エクスターンシップにおいては、法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し、かつ、 <u>単位認定</u> 等の成績評価に責任をもつ体制がとられていること。 また、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていないこと。	字句を修正した。
	解釈指針 3－2－1－5 学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては、次に掲げるものが考えられる。	解釈指針 3－2－1－5 学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては、 <u>例えば</u> 次に掲げるものが考えられる。	例示であることを明確にするため、追加した。
P33 基準 3－2－1	解釈指針 3－2－1－6 集中講義を実施する場合には、授業時間外の学習に必要な時間が確保されるように配慮されていること。 ☐ 開講授業科目一覧（別紙様式 1） ☐ シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所 ☐ 授業時間割表 ☐ 予習・復習のために配布した資料等 ☐ エクスターンシップが実施されている場合、実施要項・受入先・実施状況等が把握できる資料	解釈指針 3－2－1－6 集中講義を実施する場合には、 <u>その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるように</u> に 配慮されていること。 ☐ 開講授業科目一覧（別紙様式 1） ☐ シラバスの授業計画、<u>授業科目概要</u>など授業内容を示した箇所 ☐ 授業時間割表 ☐ 予習・復習のために配布した資料等 ☐ エクスターンシップが実施されている場合、実施要項・受入先・実施状況等が把握できる資料	集中講義に係る授業の履修に際しての授業時間外の事前事後の学習に必要な時間を確保する趣旨を明確にするため、修正した。 また、字句を削除した。 「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P33 基準 3-3-1	解釈指針 3-3-1-4 研究科，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，3年を超える標準修業年限を定める場合は，基準 3-3-1 及び解釈指針 3-3-1-1 において「36単位」とあるのは，「36を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と，基準 3-3-1 及び解釈指針 3-3-1-2 において「44単位」とあるのは，「44を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。	解釈指針 3-3-1-4 研究科，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，3年を超える標準修業年限を定める場合には，基準 3-3-1 及び解釈指針 3-3-1-1 において「36単位」とあるのは，「36を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と，基準 3-3-1 及び解釈指針 3-3-1-2 において「44単位」とあるのは，「44を当該標準修業年限で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。	字句を修正した。
P34 基準 4-1-1	・・・ (1) 成績評価の基準が設定され，かつ学生に周知されていること。 (2) 当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。 ・・・ (4) 期末試験を実施する場合は，実施方法についても適切な配慮がなされていること。	・・・ (1) 成績評価の基準が設定され，かつ，<u>学生</u>に周知されていること。 (2) 当該成績評価の<u>基準</u>にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。 ・・・ (4) 期末試験を実施する場合<u>には</u>，実施方法についても適切な配慮がなされていること。	
	解釈指針 4-1-1-1 基準 4-1-1 (1) における成績評価の基準として，科目の性質上不適合な場合を除き，成績のランク分け，各ランクの分布の在り方についての方針の設定，成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。	解釈指針 4-1-1-1 基準 4-1-1 (1) における成績評価の基準として，<u>授業</u>科目の性質上不適合な場合を除き，成績のランク分け，各ランクの分布の在り方についての方針の設定，成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため，修正した。

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P34 基準 4－1－1	解釈指針 4－1－1－2 基準 4－1－1（2）における措置として、例えば次のものが考えられる。 （１）成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。 （２）筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。 （３）科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。	解釈指針 4－1－1－2 基準 4－1－1（2）における措置として<u>は</u>、例えば次を<u>に掲げる</u>ものが考えられる。 （１）成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。 （２）筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。 （３）授業科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。	字句を修正した。
P35 基準 4－1－2	学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合は、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。	学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合<u>には</u>、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ<u>、</u>厳正で客観的な成績評価が確保されていること。	
P35 基準 4－1－3	解釈指針 4－1－3－1 進級制を採用するに当たっては、対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する科目の範囲）などが、各法科大学院において決定され、学生に周知されていること。	解釈指針 4－1－3－1 進級制を採用するに当たっては、対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する<u>授業</u>科目の範囲）などが、各法科大学院において決定され、学生に周知されていること。	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P35 基準 4－1－3	解釈指針 4－1－3－2 進級制を採用しない場合には，その理由が明らかにされていること。 □対象学年，進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容），原級留置の場合の取扱い（再履修を要する科目の範囲）など，進級制に関して定めた規則	解釈指針 4－1－3－2 進級制を採用しない場合には，その理由が明らかにされていること。 □対象学年，進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容），原級留置の場合の取扱い（再履修を要する<u>授業科目</u>の範囲）など，進級制に関して定めた規則	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため，修正した。
P37 基準 4－3－1	解釈指針 4－3－1－4 学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律基本科目試験の結果を考慮して，法学既修者としての認定を行う場合，解釈指針 4－3－1－1 に照らして，適正な方法であることが明らかにされていること。	解釈指針 4－3－1－4 学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律基本科目試験の結果を考慮して，法学既修者としての認定を行う場合<u>には</u>，解釈指針 4－3－1－1 に照らして，適正な方法であることが明らかにされていること。	字句を修正した。
P37 基準 5－1－1	解釈指針 5－1－1－3 「研修及び研究」の内容として，例えば次に掲げるものが考えられる。 ・・・	解釈指針 5－1－1－3 「研修及び研究」の内容として<u>は</u>，例えば次に掲げるものが考えられる。 ・・・	

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P38 基準 5－1－2	解釈指針 5－1－2－1 実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得ること、また、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者については、担当する科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが、それぞれ確保されているよう、法科大学院において適切な措置をとるよう努めていること。	解釈指針 5－1－2－1 実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得ること、また、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者については、担当する<u>授業科目</u>に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが、それぞれ確保されているよう、法科大学院において適切な措置をとるよう努めていること。	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。
P39 基準 6－1－3	解釈指針 6－1－3－1 入学者選抜において、当該法科大学院を設置している大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下、「自校出身者」という。）について優先枠を設ける等の優遇措置を講じていないこと。	解釈指針 6－1－3－1 入学者選抜において、当該法科大学院を設置している大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下、「自校出身者」という。）について優先枠を設ける<u>等</u>などの優遇措置を講じていないこと。	字句を修正した。
	解釈指針 6－1－3－2 入学者への法科大学院に対する寄付等の募集開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。	解釈指針 6－1－3－2 入学者への<u>に対して法科大学院に対するへの寄付等の募集を行っているう場合には、その開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。</u>	すべての法科大学院に該当するものでないため、修正した。

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P40 基準 6－2－1	解釈指針 6－2－1－1 基準 6－2－1 に規定する「収容定員」とは、入学定員の 3 倍の数をいう。また同基準に規定する在籍者には、原級留置者及び休学者を含む。	解釈指針 6－2－1－1 基準 6－2－1 に規定する「収容定員」とは、入学定員の 3 倍の数をいう。また、<u>同</u>基準に規定する在籍者には、原級留置者及び休学者を含む。	字句を修正した。
	解釈指針 6－2－1－2 在籍者数が収容定員を上回った場合には、かかる状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。	解釈指針 6－2－1－2 在籍者数が収容定員を上回った場合には、か<u>係</u>る状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。	
P41 基準 7－1－1	解釈指針 7－1－1－4 履修指導においては、各法科大学院が掲げる教育理念及び目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。	解釈指針 7－1－1－4 履修指導においては、各法科大学院が掲げる教育の<u>理</u>念及び目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。	
P43 基準 8－1－1 8－1－2	解釈指針 8－1－1・2－1 教員の最近 5 年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていること。	解釈指針 8－1－1・2－1 教員の最近 5 年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて<u>その他の方法</u>で開示されていること。	字句を修正した。 また、「自己点検及び評価の結果の公表等」は例示であることを明確にするため、修正した。 字句を削除した。

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P44 基準 8－1－2	解釈指針 8－1－2－2 基準 8－1－2 に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていることが望ましい。	解釈指針 8－1－2－2 基準 8－1－2 に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて<u>その他の方法</u>で開示されていることが望ましい。	字句を修正した。 また、「自己点検及び評価の結果の公表等」は例示であることを明確にするため、修正した。 字句を削除した。
P45 基準 8－2－1	解釈指針 8－2－1－4 入学定員 101～199 人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも 3 科目について複数の専任教員を置いていること。入学定員 200 人以上の法科大学院については、法律基本科目のうち、公法系 4 名、刑事法系 4 名、民法に関する分野 4 名、商法に関する分野 2 名、民事訴訟法に関する分野 2 名以上の専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。	解釈指針 8－2－1－4 入学定員 101～199 人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも 3 科目について複数の専任教員を置いていること。入学定員 200 人以上の法科大学院については、法律基本科目のうち、公法系 4 <u>各人</u>、刑事法系 4 <u>各人</u>、民法に関する分野 4 <u>各人</u>、商法に関する分野 2 <u>各人</u>、民事訴訟法に関する分野 2 <u>各人</u>以上の専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。	字句を修正した。
P45 基準 8－3－1	解釈指針 8－3－1－1 基準 8－3－1 で規定する実務家教員は、その実務経験との関連が認められる科目を担当していること。	解釈指針 8－3－1－1 基準 8－3－1 で規定する実務家教員は、その実務経験との関連が認められる<u>授業科目</u>を担当していること。	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。
P46	8－4 専任教員の担当科目の比率	8－4 専任教員の担当 <u>授業科目</u> の比率	
P46 基準 8－4－1	各法科大学院における教育上主要と認められる科目については、原則として、専任教員が配置されていること。	各法科大学院における教育上主要と認められる<u>授業科目</u>については、原則として、専任教員が配置されていること。	

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P46 基準 8－4－1	解釈指針 8－4－1－1 基準 8－4－1 に掲げる科目のうち必修科目については、その授業のおおむね 7 割以上が、専任教員によって担当されていること。	解釈指針 8－4－1－1 基準 8－4－1 に掲げる<u>授業</u>科目のうち必修科目については、その授業のおおむね 7 割以上が、専任教員によって担当されているこ	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。
P46	法科大学院の教員の授業負担は、各年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。	法科大学院の教員の授業負担は、各年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。	字句を削除した。
基準 8－5－1	解釈指針 8－5－1－1 各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、多くとも年間 30 単位以下であることとし、年間 20 単位以下にとどめられていることが望ましい。	解釈指針 8－5－1－1 各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、多くとも年間 30 単位以下であることとし、年間 20 単位以下にとどめられていることが望ましい。<u>ただしなお、多くとも年間 30 単位以下であること。</u>	各専任教員の授業負担に係る「望ましい」要件を明確にするため、修正した。
P49 基準 9－2－3	解釈指針 9－2－3－1 自己点検及び評価においては、当該法科大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、かかる目標を実現するための方法及び取組の状況等について示されていることが望ましい。	解釈指針 9－2－3－1 自己点検及び評価においては、当該法科大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、かか<u>係</u>る目標を実現するための方法及び取組の状況等について示されていることが望ましい。	字句を修正した。

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P49 基準 9-3-2	解釈指針 9-3-2-1 教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。 (1) 設置者 : (10) 修了者の進路及び活動状況 ☐ 教育活動等に関する重要事項を記載した文書等	解釈指針 9-3-2-1 教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。 (1) 設置者 : (10) 修了者の進路及び活動状況 ☐ 教育活動等に関する重要事項を記載した文書等 ☐ <u>学生募集要項など</u>	平成17年度に実施した法科大学院認証評価（予備評価）を踏まえ、根拠となる資料の例示として追加するため、追加した。
P50 基準 10-1-1	解釈指針 10-1-1-3 教員が学生と面談することのできる十分なスペースが確保されていること。	解釈指針 10-1-1-3 教員が学生と<u>十分に</u>面談することのできる十分なスペースが確保されていること。	十分な施設面積ではなく、十分に面談することのできるスペースを求めるため、修正した。
P51 基準 10-2-1	法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。	法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、<u>技術</u>の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。	字句を修正した。
P51 基準 10-3-1	解釈指針 10-3-1-3 図書館の職員は、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。	解釈指針 10-3-1-3 <u>法科大学院の</u>図書館の職員は、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。	法科大学院の専用であるか、又は、管理に参画し、支障なく使用することができると図書館であることを明確にするため、修正した。

自己評価実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P51 基準 10-3-1	解釈指針 10-3-1-7 法科大学院の図書館には，その法科大学院の規模に応じ，教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果をあげるために必要で，かつ，技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。	解釈指針 10-3-1-7 法科大学院の図書館には，その法科大学院の規模に応じ，教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果をあ<u>上</u>げるために必要で，かつ，技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。	字句を修正した。
P53	別紙様式 1 【別紙参照】		
P54 別紙様式 2	(注)・・・ 3 入学定員関係の「入学者数内訳」の「自大学の法学関係の学部出身者」とは，当該法科大学院を設置している大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学，又は卒業した者をいいます。 ・・・	(注)・・・ 3 入学定員関係の「入学者数内訳」の「自大学の法学関係の学部出身者」とは，当該法科大学院を設置している大学の主として法学を履修する学科又<u>若しくは</u>課程等に在学，又<u>または</u> <u>これらを</u>卒業した者をいいます。 ・・・	字句を修正した。
P55	別紙様式 3 【別紙参照】		

現行

別紙2(別紙様式1)

開講授業科目一覧

学期区分

を採用

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

科 目		授業科目名	配当 年次	学期	授業方法 (形態)	担当教員 名 前	分類	授業科目内容の概要	シラバス等 のページ	受講生数(うち、 LS外の学生)
法律基本科目	公法系科目 (憲法・行政法)									
	民事系科目 (民法・商法・ 民事訴訟法)									
刑事系科目 (刑法・刑事訴訟法)										
法律実務基礎科目	法曹倫理									
	民事訴訟実務の基礎									
	刑事訴訟実務の基礎									
	法情報調査									
	法文書作成									
	模擬裁判									
	ローヤリング									
	クリニック									
	エクスターンシップ									

(注)

1

評価実施年度の5月1日現在で、当該年度開講科目のみ記入してください。また、隔年開講の授業科目が評価実施年度に開講されていない場合においても記入してください。

2

「学期区分」の種類については、採用している学期の種類(セメスター制、トリメスター制等)を記入してください。

3

「配当年次」については、配当年次が複数ある場合(例えば、2、3年次配当)は、当該配当年次をすべて記入してください。

4

「学期」については、『前期』、『後期』等の区分を記入してください。

5

「時間数(時間)」については、当該開講科目における総時間数(例:90分授業が15週行われる場合には、22.5時間となります。)を記入してください。ただし、試験時間については、含まないものとします。

6

「必修・選択等」については、『必修』、『選択』、『選択必修』等の区分を記入してください。

7

「開講方法」については、『毎年』、『隔年』の区分で記入してください。なお、隔年開講については、今年度開講していれば『隔年〇』、開講していなければ『隔年×』と記入してください。

8

「授業方法(形態)」については、『講義』、『演習』、『実験』、『実習』若しくは『実技』のいずれかを、これらを併用する場合にはすべてを記入してください。

9

「担当教員」の「分類」については、別紙様式3の教員分類別内訳の「分類」の「記号」(専、専・他、実・専、実・み、兼担、兼任)により、記入してください。

10

「授業科目内容の概要」については、開講する各授業科目についての講義等の内容を簡潔に記入してください。

11

「シラバス等のページ」については、シラバス等の授業計画を記載した冊子中の該当ページを記入してください。

12

「受講生数(うち、LS外の学生)」については、同一科目を複数クラス開講している場合には、それぞれ記入してください。(例:同一科目が2クラス開講されており、それぞれ50人(うち、LS外の学生は2人)と40人(うち、LS外の学生は0人)の場合には、『①50(2)、②40(0)』となります。)

改訂案

別紙2(別紙様式1)

開講授業科目一覧

学期区分

を採用

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

科 目		授業科目名	配当 年次	学期	授業方法 (形態)	受講生数(うち、 LS外の学生)	担当教員 名 前	分類	授業科目内容の概要	シラバス等 のページ	
法律基本科目	公法系科目 (憲法・行政法)										
	民事系科目 (民法・商法・ 民事訴訟法)										
刑事系科目 (刑法・刑事訴訟法)											
法律実務基礎科目	法曹倫理										
	民事訴訟実務の基礎										
	刑事訴訟実務の基礎										
	法情報調査										
	法文書作成										
	模擬裁判										
	ローヤリング										
	クリニック										
	エクスターンシップ										

(注)

1

評価実施年度の5月1日現在で、当該年度開講科目のみ記入してください。また、隔年開講の授業科目が評価実施年度に開講されていない場合においても記入してください。

2

「授業科目名」については、開講する授業科目を4つの科目(法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)に区分整理して記入してください。ただし、4つの科目に区分することができない授業科目については、新たに科目分野を設けて記入してください。なお、複数の科目に該当する授業科目については、「授業科目内容の概要」に、該当する授業科目・授業の開講数等の内容について簡潔に記入してください。

3

「学期区分」については、採用している学期の種類(セメスター制、トリメスター制等)を記入してください。

4

「配当年次」については、配当年次が複数ある場合(例えば、2、3年次配当)は、当該配当年次をすべて記入してください。

5

「学期」については、『前期』、『後期』等の区分を記入してください。また、集中講義を行っている場合には、『前期集中』、『後期集中』、『夏季集中』等の区分を記入してください。

6

「時間数(時間)」については、当該開講科目における総時間数(例:90分授業が15週行われる場合には、22.5時間となります。)を記入してください。ただし、試験時間については、含まないものとします。

7

「必修・選択等」については、『必修』、『選択』、『選択必修』等の区分を記入してください。

8

「開講方法」については、『毎年』、『隔年』の区分で記入してください。なお、隔年開講については、今年度開講していれば『隔年〇』、開講していなければ『隔年×』と記入してください。

9

「授業方法(形態)」については、『講義』、『演習』、『実験』、『実習』または『実技』のいずれかを、これらを併用する場合にはすべてを記入してください。

10

「受講生数(うち、LS外の学生)」については、同一科目を複数クラス開講している場合には、それぞれ記入してください。(例:同一科目が2クラス開講されており、それぞれ50人(うち、LS外の学生は2人)と40人(うち、LS外の学生は0人)の場合には、『①50(2)、②40(0)』となります。)

11

「担当教員」の「分類」については、別紙様式3の教員分類別内訳の「分類」の「記号」(専、専・他、実・専、実・み、兼担、兼任)により、記入してください。

12

「授業科目内容の概要」については、開講する各授業科目についての講義等の内容を簡潔に記入してください。ただし、法律基本科目については、その内容の記入は不要です。

13

「シラバス等のページ」については、シラバス等の授業計画を記載した冊子中の該当ページを記入してください。ただし、法律基本科目については、その該当ページの記入は不要です。

改訂理由

①

(注)2として、開講授業科目一覧の「授業科目名」の説明を追加…平成17年度に実施した法科大学院認証評価(予備評価)を踏まえ、主として、基準2－1－2及び基準2－1－3を分析するにあたり、授業科目を4科目区分(法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)に区分整理する必要があるため

②

様式の項目「授業科目内容の概要」及び「シラバス等のページ」に記述欄を追加…4科目区分に区分整理ができない場合の記入欄が必要であるため

③

(注)3の下線部分の修正…種類が重複しているので前半を削除するため

④

(注)5に集中講義に係る項目を追加…集中講義の開講期間を明確にするため

⑤

開講授業科目一覧の「授業方法」と「担当教員」の間に「受講生数(うち、LS外の学生)」を移動…書面調査の際により見やすくするため

⑥

現行の(注)2以降の番号の変更…①の追加による見出し番号のずれをそろえるため

⑦

(注)9の下線部分の修正…字句修正をするため

現行

別紙2(別紙様式3)

教員一覧

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

分類	教員名	年齢	専門分野	担当授業科目			備考
				自大学法科大学院担当授業科目			
				授業科目名	単位数	集・オ	
	...						...

教員分類別内訳

分類	記号	種別	数(人)
専任教員	専	教授	
		助教授	
		講師	
専任ではあるが、他の学部・大学院の専任教員	専・他	教授	
		助教授	法曹としての実務の経験 を有する者(内数)
		講師	
実務家・専任教員	実・専	教授	
		助教授	
		講師	
実務家・みなし専任教員(年間6単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)	実・み	教授	
		助教授	
		講師	
兼任教員(学内の他学部等の教員)	兼任	教授	
		助教授	
		講師	
兼任教員(他の大学等の教員等)	兼任	教授	
		助教授	
		講師	

(注)

1

評価実施年度の5月1日現在で記入してください。

2

教員一覧については、「分類」ごと、かつ、「職名」ごとの順に記入し、「分類」については、教員分類別内訳の「分類」の「記号」により記入してください。

3

教員一覧の「職名」については、教員分類別内訳の「種別」を記入してください。
なお、研究科長、専攻長等に就いている場合には**あわせて**記入してください。

4

教員一覧の「担当授業科目」、「年間総単位数」に係る単位数の計算にあたり、複数教員による授業科目を担当する場合は、当該授業科目を担当する教員ごとの単位数に対する担当時間数の割合により記入してください。なお、単位数については、小数点第2位を四捨五入してください。
(例:授業科目(2単位)の時間数が30時間で、当該科目を2人の教員(担当する時間数は、それぞれ20時間と10時間)で担当する場合には、それぞれ、2(単位)×20÷30＝1.33・・・≒『1.3』、2(単位)×10÷30＝0.66・・・≒『0.7』となります。)

5

教員一覧の「担当授業科目」の「集・オ」については、集中講義の場合には『集』と、オムニバス授業の場合には『オ』と記入してください。

6

教員一覧の「担当授業科目」の「大学等名」については、自大学他専攻等を担当する教員の場合には、研究科・専攻名又は学部・学科名等を、他大学等を担当する教員の場合には、大学・研究科・専攻名又は大学・学部・学科名等を記入してください。

7

教員一覧の「年間総単位数」については、「自大学法科大学院担当授業科目」、「自大学他専攻等担当授業科目」、「他大学等担当授業科目」の合計を記入してください。

8

教員分類別内訳の「分類」の「兼任教員(他の大学等の教員等)」に該当する教員については、教員一覧にある「自大学他専攻等担当授業科目」及び「他大学等担当授業科目」の記入は必要ありません。この場合、「年間総単位数」については、「自大学法科大学院担当授業科目」に係る単位数となります。

改訂案

別紙2(別紙様式3)

教員一覧

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

分類	教員名	年齢	専門分野	実務経験年数		担当授業科目			備考
				職種	年数(年)	自大学法科大学院担当授業科目			
						授業科目名	単位数	集・オ	

教員分類別内訳

分類	記号	種別	数(人)
専任教員	専	教授	
		助教授	
		講師	
専任ではあるが、他の学部・大学院の専任教員	専・他	教授	
		助教授	法曹としての実務の経験 を有する者(内数)
		講師	
実務家・専任教員	実・専	教授	
		助教授	
		講師	
実務家・みなし専任教員(年間6単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)	実・み	教授	
		助教授	
		講師	
兼任教員(学内の他学部等の教員)	兼任	教授	
		助教授	
		講師	
兼任教員(他の大学等の教員等)	兼任	教授	
		助教授	
		講師	

(注)

1

評価実施年度の5月1日現在で記入してください。

2

教員一覧については、「分類」ごと、かつ、「職名」ごとの順に記入し、「分類」については、教員分類別内訳の「分類」の「記号」により記入してください。

3

教員一覧の「職名」については、教員分類別内訳の「種別」を記入してください。なお、研究科長、専攻長等に就いている場合には**併せて**記入してください。

4

教員一覧の「実務経験年数」については、教員分類別内訳の「分類」の記号「実・専、実・み」に該当する教員のみ記入してください。「職種」については、「法曹」または「その他」を記入してください。法曹としての実務の経験を有する場合には「法曹」と、法曹以外の実務経験を有する場合には「その他」と記入してください。また、「年数(年)」については、当該教員の実務の経験年数を「職種」ごとに記入してください。(例:裁判官の経験年数が7年11ヶ月、民間企業勤務の経験年数が6年10ヶ月の教員の場合には、「職種」は『法曹／その他』、「年数(年)」は『7.11／6.10』となります。)

5

教員一覧の「担当授業科目」、「年間総単位数」に係る単位数の計算にあたり、複数教員による授業科目を担当する場合は、当該授業科目を担当する教員ごとの単位数に対する担当時間数の割合により記入してください。なお、単位数については、小数点第2位を四捨五入してください。(例:授業科目(2単位)の時間数が30時間で、当該科目を2人の教員(担当する時間数は、それぞれ20時間と10時間)で担当する場合には、それぞれ、2(単位)×20÷30＝1.33・・・≒『1.3』、2(単位)×10÷30＝0.66・・・≒『0.7』となります。)

6

教員一覧の「担当授業科目」の「集・オ」については、集中講義の場合には『集』と、オムニバス授業の場合には『オ』と記入してください。

7

教員一覧の「担当授業科目」の「大学等名」については、自大学他専攻等を担当する教員の場合には、研究科・専攻名又は学部・学科名等を、他大学等を担当する教員の場合には、大学・研究科・専攻名又は大学・学部・学科名等を記入してください。

8

教員一覧の「年間総単位数」については、「自大学法科大学院担当授業科目」、「自大学他専攻等担当授業科目」、「他大学等担当授業科目」の合計を記入してください。

9

教員分類別内訳の「分類」の「兼任教員(他の大学等の教員等)」に該当する教員については、教員一覧にある「自大学他専攻等担当授業科目」及び「他大学等担当授業科目」の記入は必要ありません。この場合、「年間総単位数」については、「自大学法科大学院担当授業科目」に係る単位数となります。

改訂理由

① (注)3の下線部分の修正…
字句修正をするため

② 教員一覧の「専門分野」と「担当授業科目」の間に「実務経験年数」を追加…平成17年度に実施した法科大学院認証評価(予備評価)を踏まえ、主として、基準8－3－1を分析をするにあたり、実務の経験を有する専任教員の経歴(職種と年数)が必要であるため

③ (注)4として、教員一覧の「実務経験年数」の説明の追加…
①の追加により、記入説明が必要であるため

④ 現行の(注)4以降の番号の変更…②の追加による見出し番号のずれをそろえるため